

主な指摘事項【就労継続支援A型】

区分	項目	指摘内容	文書指摘件数
運営	内容及び手続の説明及び同意	<p>重要事項説明書の以下の点について追記・修正を行うこと。今後については追記・修正を行った重要事項説明書にて同意を得ること。すでに同意を得た利用者については、追記・修正があることを説明し同意を得ること。</p> <p>「通常の事業の実施地域」を実態に合わせて修正すること。</p> <p>「個別支援計画の見直しを行う頻度」を明確にすること。</p> <p>「職員配置の状況」を実態に合わせて修正すること。</p> <p>契約書の以下の点について、修正を行うこと。今後については修正を行った契約書にて契約を締結すること。すでに契約を締結した利用者については、修正があることを説明し同意を得ること。</p> <p>個別支援計画の作成について「利用後1ヶ月以内に作成する」とあるが、原則として個別支援計画を作成せずにサービスの提供を行うことは認められないため、適切な修正を行うこと。</p>	3件
運営	契約支給量の報告等	サービスの提供に係る契約が成立した時は、当該指定サービスの内容、契約支給量その他の必要な事項（受給者証記載事項）を支給決定障害者等の受給者証に記載すること。	1件
運営	サービスの提供の記録	<p>サービスの提供の記録について、当該サービスの提供日、提供したサービスの具体的内容その他必要な事項を、サービスの提供の都度記録すること。</p> <p>サービスの提供の記録については、サービスの提供を行ったことについて利用者からの確認を得ること。</p>	2件
運営	個別支援計画の作成等	個別支援計画の作成に係る担当会議の記録が確認できなかったため、その様式を定め、適切に運用すること。また、担当会議の開催に当たっては、個別支援計画の原案に対して各担当者等に意見を求めたことが分かる記録とすること。	1件
運営	運営規程	<p>運営規程の以下の点について追記・修正し、当該追記等に係る変更の届け出を市障害福祉課宛てに提出すること。</p> <p>「通常の事業の実施地域」が実態と異なるため、修正すること。</p> <p>雇用契約を締結した利用者へ支払う賃金の金額を最低賃金以上に修正すること。</p> <p>「身体拘束等の禁止に関する研修」に係る事項を追記すること。</p>	2件
運営	勤務体制の確保等	<p>法人代表者であっても従業者として勤務する場合は、職種、勤務場所、常勤・非常勤の別、兼務の状況を明記した辞令書等を発出するなどして、その勤務体制を明確にすること。</p> <p>従業者について、雇用契約書又は辞令書等において、職種、勤務場所、常勤・非常勤の別、兼務の状況を明記するなどして、その勤務体制を明確にすること。</p> <p>就労継続支援A型・B型事業の兼務を行っている従業者について、それぞれの事業の業務に従事している実績が分かるものが確認できなかったため、今後はその勤怠管理を明確にすること。</p>	3件
運営	事故発生時の対応	<p>事故の発生の防止のための会議及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p>サービス提供により外部の医療機関で受診を要する事故が発生した場合は、当該利用者の支給決定を行っている市町村に対し、すみやかに事故報告書を提出すること。</p> <p>事故対応の記録様式に発生日時の記載がなかったため、発生日時の記入欄を追加するなどして事故の内容が分かる記録様式とすること。</p>	2件
運営	非常災害対策	<p>非常災害に関する具体的な計画を策定すること。当該計画の策定に当たっては、火災、地震及び風水害のそれぞれの発生を想定した内容とし、当該計画において関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知すること。</p> <p>火災、地震及び風水害のそれぞれの発生を想定した内容で、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行い、その実施内容を記録するとともに事業所において保管すること。</p>	1件
運営	施設外支援	個別支援計画に位置付けた施設外支援の内容について、1週間ごとに必要な見直しを行い、その内容を記録すること。	1件
運営	施設外就労	<p>施設外就労について規則を設け、必要な事項について定めること。</p> <p>規則等その他において、施設外就労における緊急時の対応について明確にすること。</p> <p>施設外就労に関する実績を、毎月の報酬請求に併せて市に提出すること。</p> <p>施設外就労において配置している職員の人数を本体事業所における常勤換算にも算入していたため、施設外就労に係る職員配置を適正に行うこと。</p>	3件
報酬	基本報酬	利用者について、欠席（有給休暇を含む）にも関わらず請求を行っていた。サービス提供を行った場合は実績記録票を作成し、その実績記録票に基づいて請求を行うこと。誤っているものについては給付費の返還を行うこと。	1件

区分	項目	指摘内容	文書指摘 件数
報酬	福祉・介護職員処 遇改善加算（Ⅰ）	キャリアパス要件Ⅱのイニにおける研修機会の提供及び資格取得のための支援の計画策定が実施されていなかった。今後は書面で整備し、整備した内容をすべての福祉・介護職員に周知すること。	1件
報酬	福祉・介護職員処 遇改善加算（Ⅲ）	キャリアパス要件Ⅱのイニにおける資格取得のための支援の計画策定が実施されていなかった今後は書面で整備し、市に提出すること。また整備した内容をすべての福祉・介護職員に周知すること。	1件
報酬	スコア告示の規定 により算出される 評価点	<p>評価項目「多様な働き方」について、下記の通り修正・整備すること。</p> <p>①就労に必要な知識及び能力の向上に資する免許、検定その他の資格の取得を支援するための制度に関する事項について、前年度に支援を実施した利用者の数が実績と異なるため修正すること。また、修正した内容をインターネットの利用その他の方法により公表すること。</p> <p>②在宅勤務を行う利用者の労働条件及び服務規律に関する事項について、在宅勤務の対象者、在宅勤務時の服務規律、労働時間、出退勤管理等の在宅勤務制度を就業規則等に定めていなかったため、整備すること。なお、在宅勤務の対象者については、在宅でのサービス利用を希望する者であって、在宅でのサービス利用による支援効果が認められると市町村が判断した利用者とする</p> <p>こと。</p> <p>評価項目「支援力向上のための取組」について、人事評価の基準や手続き等が明文化された就業規則等が作成されていなかったため、当該人事評価の客観的な評価基準を明文化し、全ての職員に周知すること。</p> <p>算出したスコアの詳細が公表されていなかったため、インターネットの利用その他の方法により公表すること。</p>	1件